

第 23 回池田町行財政改革推進委員会次第

と き：令和 4 年 6 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

ところ：オンライン

司会：総務課長

1 開会（副会長）

2 会長あいさつ

3 第 10 回第 3 総務部会報告

日 時 6 月 24 日（金） 午後 3 時 30 分～

場 所 オンライン会議（ZOOM）

出席者 部会員：山沖会長、丸山副会長、村端委員、山崎委員

部員外委員：和澤委員

事務局：総務課長、企画係長

内 容 諮問事項 2「公共施設の管理運営の改善に関すること」について

4 協 議（司会：会長）

(1) 諮問事項 2「公共施設の管理運営の改善に関すること」について

- ・町からの説明（追加提出資料と使用料について）
- ・アンケートについて

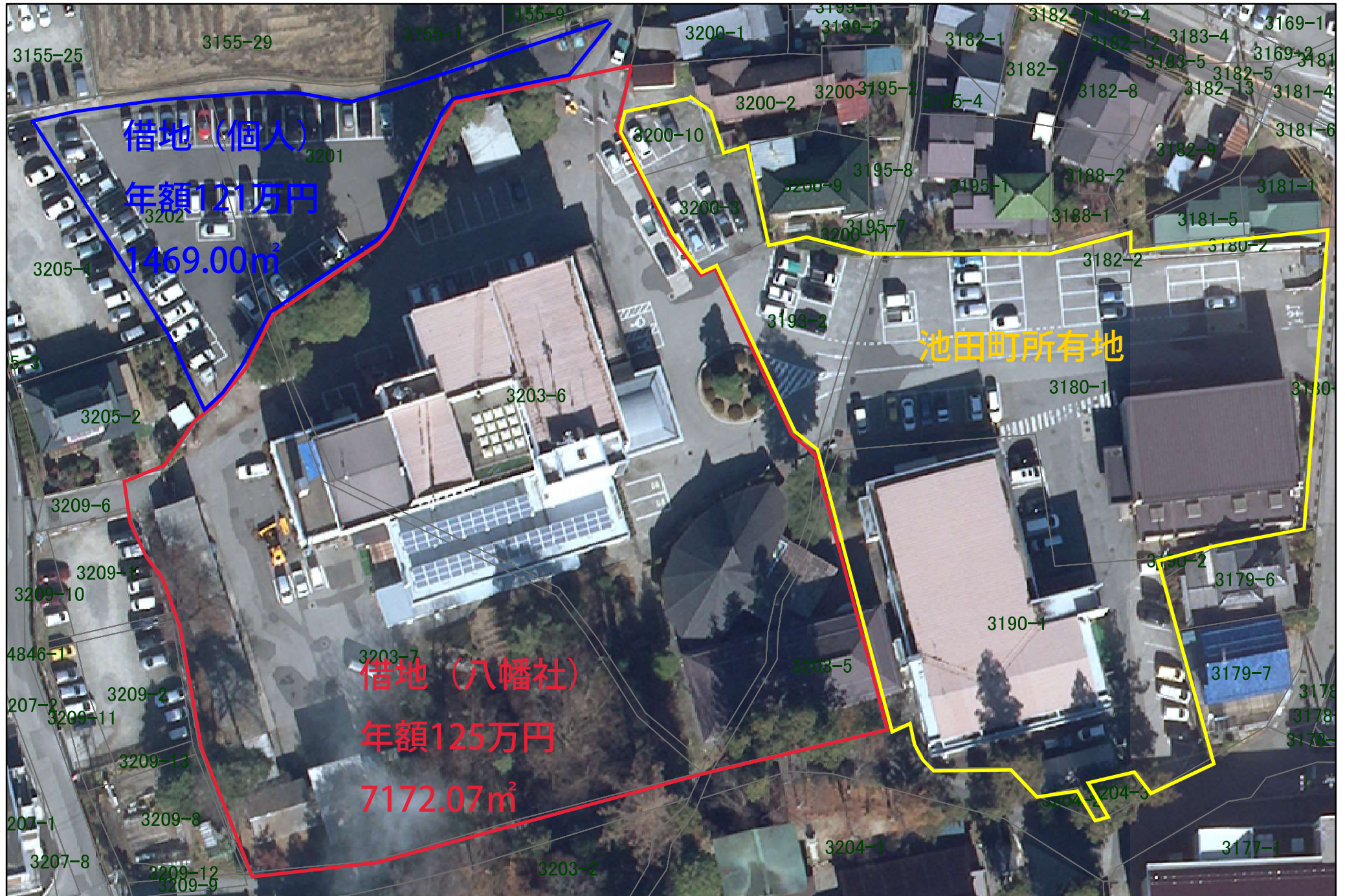
5 今後のスケジュール

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|------------|
| ・第 24 回委員会 | 7 月 14 日（木） | 13：30～16：30 | 役場 2 階大会議室 |
| ・第 25 回委員会 | 7 月 27 日（水） | 〃 | ZOOM 開催 |
| ・第 26 回委員会 | 8 月 10 日（水） | 〃 | 役場 2 階大会議室 |
| ・第 27 回委員会 | 8 月 24 日（水） | 〃 | ZOOM 開催 |
| ・第 28 回委員会 | 9 月 7 日（水） | 〃 | 役場 2 階大会議室 |

6 その他

7 閉会（副会長）

役場敷地の賃借状況



NO	施設名	区分	品目	単位※1	町内	町外※2	R1収入	R2収入	R3収入
1	交流センター	施設	ホール(全部)	時間	900	1,800	591,751	753,985	795,624
2	交流センター	施設	ホール(フロア)	時間	600	1,200	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
3	交流センター	施設	ホール(ステージ)	時間	300	600	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
4	交流センター	施設	学習室(全部)	時間	500	1,000	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
5	交流センター	施設	学習室1	時間	100	200	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
6	交流センター	施設	学習室2	時間	200	400	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
7	交流センター	施設	学習室3	時間	200	400	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
8	交流センター	施設	談話室	時間	300	600	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
9	交流センター	施設	クラフトルーム(全部)	時間	400	800	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
10	交流センター	施設	クラフトルーム1	時間	200	400	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
11	交流センター	施設	クラフトルーム2	時間	200	400	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
12	交流センター	施設	防音室	時間	300	600	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
13	交流センター	施設	わくわくキッズルーム(おはなしコーナー含、営利目的の場合)	時間	300	600	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
14	交流センター	施設	ギャラリー	日	2,000	4,000	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
15	交流センター	施設	なないろスペース	営利	売上の5%		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
16	交流センター	付属施設	駐車場	区画	500	500	No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
17	交流センター	付属施設	かえで広場	営利	売上の5%		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
18	交流センター	光熱水費等	ガス(又はIHC)使用料(湯茶程度は除く)	回	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
19	交流センター	光熱水費等	冷暖房器具使用料(ホール)	時間	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
20	交流センター	光熱水費等	冷暖房器具使用料(その他)	時間	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
21	交流センター	光熱水費等	その他の暖房器具	時間	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
22	交流センター	設備器具	演台(花台含)	回	100		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
23	交流センター	設備器具	舞台機構	一式	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
24	交流センター	設備器具	備付け放送機器一式	時間	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
25	交流センター	設備器具	ワイヤレスマイク	回	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
26	交流センター	設備器具	有線マイク	回	100		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
27	交流センター	設備器具	マイクスタンド	回	50		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
28	交流センター	設備器具	可搬型音響機器	回	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
29	交流センター	設備器具	スクリーン	回	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
30	交流センター	設備器具	プロジェクター	回	1,000		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
31	交流センター	設備器具	書画カメラ	回	1,000		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
32	交流センター	設備器具	サスペンションライト、ホーダーライト、シーリングライト 他一式	時間	2,000		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
33	交流センター	設備器具	テント	回	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
34	交流センター	設備器具	電子ピアノ	回	300		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
35	交流センター	設備器具	テレビ	回	1,000		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
36	交流センター	設備器具	BDプレイヤー	回	1,000		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
37	交流センター	設備器具	パネル(あし含)	回	100		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
38	交流センター	設備器具	机(館外用)	回	50		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
39	交流センター	設備器具	イス(館外用)	回	50		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
40	交流センター	設備器具	紅白幕(茶幕、暗幕含む)	回	200		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
41	交流センター	設備器具	調理器具 一式	回	500		No.1に含む	No.1に含む	No.1に含む
42	交流センター	設備器具	グランドピアノ	時間	200		5,800	7,000	8,000
43	総合体育館	施設	会議室(研修室)	時間	250		910,775	552,225	575,775
44	総合体育館	施設	会議室(トレーニング室)	時間	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
45	総合体育館	施設	体育室(団体使用全面)	時間	1,000		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
46	総合体育館	施設	体育室(団体使用半面)	時間	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
47	総合体育館	施設	体育室(個人使用)	時間	100		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
48	総合体育館	施設	柔剣道場(団体使用)	時間	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
49	総合体育館	施設	柔剣道場(個人使用)	時間	100		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
50	総合体育館	施設	弓道場(射場)(団体使用)	時間	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
51	総合体育館	施設	弓道場(射場)(個人使用)	時間	100		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む

NO	施設名	区分	品目	単位※1	町内	町外※ 2	R1収入	R2収入	R3収入
52	総合体育館	施設	弓道場(控室)	時間	300		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
53	総合体育館	光熱水費等	照明使用料(体育室) (全面)	時間	1,000		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
54	総合体育館	光熱水費等	照明使用料(体育室) (半面)	時間	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
55	総合体育館	光熱水費等	暖房器具	時間	200		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
56	総合体育館	設備器具	集会用テント	回	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
57	総合体育館	設備器具	キャンプ用テント	回	200		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
58	総合体育館	設備器具	ローラースケート	回	200		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
59	総合体育館	設備器具	マレットゴルフ	回	100		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
60	総合体育館	設備器具	ゲートボール	回	100		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
61	総合体育館	設備器具	ソフトボール用具	回	1,000		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
62	総合体育館	設備器具	カローリング	回	1,000		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
63	総合体育館	設備器具	放送設備	回	500		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
64	総合体育館	設備器具	机	回	50		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
65	総合体育館	設備器具	椅子	回	30		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
66	あづみ野広場	施設	運動広場	時間	300		No.43に含む	No.43に含む	No.43に含む
67	小中学校	施設	校庭(池小、会染小、 高瀬中)	時間	300		323,000	162,400	114,150
68	小中学校	施設	体育館(池小、会染 小、高瀬中)	時間	600		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
69	小中学校	施設	特別教室	時間	500		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
70	小中学校	光熱水費等	体育館照明(池小、会 染小、高瀬中)	時間	500		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
71	小中学校	光熱水費等	会染小校庭照明	時間	2,000		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
72	小中学校	光熱水費等	高瀬中校庭照明	時間	1,000		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
73	小中学校	光熱水費等	その他の暖房器具	時間	200		No.67に含む	No.67に含む	No.67に含む
74	農村広場	施設	グラウンド	時間	300		34,950	16,500	20,100
75	農村広場	光熱水費等	照明	時間	3,000		No.74に含む	No.74に含む	No.74に含む
76	テニスコート	施設	テニスコート	時間	200	1,200	111,300	191,000	161,300
77	テニスコート	施設	多目的広場	時間	200	1,200	No.76に含む	No.76に含む	No.76に含む
78	テニスコート	光熱水費等	テニスコート照明	時間	400		No.76に含む	No.76に含む	No.76に含む
79	クラフトパーク	施設	公園(競技会、展示 会、博覧会等)	日	1,600		0	0	4,600
80	クラフトパーク	施設	公園(競技会、展示会、 博覧会等の催しのために 設けられた架設工作物)	日	1,600		0	0	No.79に含む
81	クラフトパーク	施設	公園(行商、募金等)	日	1,000		0	0	6,000
82	クラフトパーク	施設	公園(興行)	日	3,200		0	0	0
83	クラフトパーク	施設	公園(業として写真又 は映画撮影)	時間	100		500	700	1,000
84	クラフトパーク	施設	公園(公園施設を全部又 は一部を一定期間営業 のための使用)	月	売上金額 の5%		1,225	6,125	11,735
85	クラフトパーク	施設	公園(休憩施設を一定期 間営業のために使用)	月	120,000		800,000	80,000	0
86	クラフトパーク	施設	創造館(多目的ホー ル)	時間	500		798,160	389,500	445,946
87	クラフトパーク	施設	創造館(教室1~6)	時間	250		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
88	クラフトパーク	施設	創造館(ロビー)	時間	500		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
89	クラフトパーク	光熱水費等	ガス(又はIHC)使用料 (湯茶程度は除く)	回	500		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
90	クラフトパーク	光熱水費等	暖房器具 ボイラー(多 目的ホール)	時間	1,000		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
91	クラフトパーク	光熱水費等	暖房器具 その他の暖 房器具	時間	200		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
92	クラフトパーク	設備器具	可動席	一式	1,000		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
93	クラフトパーク	設備器具	音響設備	一式	1,000		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
94	クラフトパーク	設備器具	舞台証明	一式	1,000		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
95	クラフトパーク	設備器具	スポットライト	回	500		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
96	クラフトパーク	設備器具	映像設備	一式	1,000		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
97	クラフトパーク	設備器具	調理器具	一式	700		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
98	クラフトパーク	設備器具	什器類	人	30		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む
99	クラフトパーク	設備器具	電気器具等持ち込み料	回	200		No.86に含む	No.86に含む	No.86に含む

NO	施設名	区分	品目	単位※1	町内	町外※2	R1収入	R2収入	R3収入
100	クラフトパーク	設備器具	グランドピアノ	時間	1,000		107,000	73,000	142,000
101	クラフトパーク	施設	パターゴルフ	回	500		158,600	90,850	128,300
102	クラフトパーク	設備器具	パターゴルフ	回	100		No.89に含む	No.89に含む	No.89に含む
103	クラフトパーク	設備器具	マレットゴルフ	回	100		設備無し	設備無し	設備無し
104	多目的研修集会施設	施設	多目的ホール	時間	500		235,700	192,425	219,625
105	多目的研修集会施設	施設	農村総合整備室	時間	250		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
106	多目的研修集会施設	施設	食品加工調理実習室	時間	250		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
107	多目的研修集会施設	施設	研修室	時間	250		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
108	多目的研修集会施設	施設	協定推進委員会室(和室)	時間	250		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
109	多目的研修集会施設	光熱水費等	ガス(又はIHC)使用料 (湯茶程度は除く)	回	500		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
110	多目的研修集会施設	光熱水費等	暖房器具ボイラー(ホール)	時間	2,000		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
111	多目的研修集会施設	光熱水費等	暖房器具 その他の暖房器具	時間	200		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
112	多目的研修集会施設	設備器具	放送設備	一式	500		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
113	多目的研修集会施設	設備器具	映写機	回	500		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
114	多目的研修集会施設	設備器具	オートスライド映写機	回	200		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
115	多目的研修集会施設	設備器具	ビデオカセットレコーダー	一式	300		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
116	多目的研修集会施設	設備器具	調理器具	一式	700		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
117	多目的研修集会施設	設備器具	什器類	人	30		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
118	多目的研修集会施設	設備器具	机	回	50		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
119	多目的研修集会施設	設備器具	座卓	回	50		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
120	多目的研修集会施設	設備器具	椅子	回	30		No.104に含む	No.104に含む	No.104に含む
121	東山夢の郷コミュニティセンター	施設	大会議室	時間	250		0	0	0
122	東山夢の郷コミュニティセンター	施設	小会議室1	時間	250		0	0	0
123	東山夢の郷コミュニティセンター	施設	小会議室2	時間	250		0	0	0
124	東山夢の郷コミュニティセンター	光熱水費等	ガス(又はIHC)使用料 (湯茶程度は除く)	回	500		0	0	0
125	東山夢の郷コミュニティセンター	光熱水費等	暖房器具使用料 その他の暖房器具	時間	200		0	0	0
126	東山夢の郷コミュニティセンター	設備器具	音響設備	一式	1,000		0	0	0
127	総合福祉センター	入浴料	65歳以上の者又は障害者手帳保持者	回	300		3,908,600	3,198,000	4,073,100
128	総合福祉センター	入浴料	65歳未満の者	回	400		1,745,400	1,368,300	1,412,400
129	総合福祉センター	入浴料	子ども(中学生以下)	回	200		50,000	31,100	45,600
130	総合福祉センター	入浴料	3歳未満児	回	無料		0	0	0
131	総合福祉センター	施設	小会議室	時間	250		206,235	259,100	126,325
132	総合福祉センター	施設	栄養指導研究室	時間	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
133	総合福祉センター	施設	いこいの間(和室)	時間	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
134	総合福祉センター	施設	大会議室	時間	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
135	総合福祉センター	光熱水費等	ガス(又はIHC)使用料 (湯茶程度は除く)	回	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
136	総合福祉センター	光熱水費等	暖房器具 大会議室	時間	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
137	総合福祉センター	光熱水費等	暖房器具 その他の会議室等	時間	200		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
138	総合福祉センター	光熱水費等	冷房器具 大会議室	時間	300		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
139	総合福祉センター	光熱水費等	冷房器具 その他の会議室等	時間	200		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
140	総合福祉センター	設備器具	放送設備	一式	500		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
141	総合福祉センター	設備器具	調理器具	一式	700		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
142	総合福祉センター	設備器具	什器類	人	30		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
143	総合福祉センター	設備器具	机	回	50		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
144	総合福祉センター	設備器具	座卓	回	50		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
145	総合福祉センター	設備器具	椅子	回	30		No.131に含む	No.131に含む	No.131に含む
集計							9,988,996	7,372,210	8,291,580

※1 「単位」に「一式」とあるもの以外は1つ単位の金額となります。

※2 「町外」に数字のないものは町内と同じ額になります。

減免状況

池田町

町は次の各号の一に該当する場合は、前条の使用料を免除することができる。ただし、次の第2号に規定する免除団体にあつては、自治会及び分館を除き、光熱水費等使用料は徴収するものとする。

- (1) 町又は国・県及び公共的団体が使用する場合
- (2) 免除団体が使用する場合
- (3) 池田町在住の中学生以下の者が使用する場合（入浴料を除く。）
- (4) 特に町長が必要と認めた団体が使用する場合

免除団体

区分	団体名
(1)町が共催する団体 (後援・協力・協賛を除く)	池田ふるさと祭り実行委員会、あづみ野池田ハーフマラソン大会実行委員会
(2)行政活動の協力目的等で利用する 団体	池田町体育協会、池田町芸術文化協会、社団法人長野県自家用自動車協会池田支部、大北地区少年友の会南部ブロック、池田町防火管理者協議会、社団法人広域シルバー人材センター、信濃池田太鼓、池田町マレットゴルフ協会、池田町マレットゴルフ同好会、池田町ゲートボール協会、池田町野球連盟、池田町早起ソフトボール連盟、池田町老人クラブ連合会、池田町女性団体連絡協議会、池田町子ども会育成連絡協議会、池田町立美術館友の会 上記団体の下部組織及び構成団体は除く。
(3)自治会及び分館 (自治会長名又は分館長名申請に限る)	省略(下部組織を除く。)
(4)行政活動を補完する団体	社会福祉法人池田町社会福祉協議会、池田町商工会、財団法人池田町振興公社、池田町土地改良区、日本赤十字社池田町分区、池田松川交通安全協会、池田松川交通安全協会池田支部、池田松川交通安全協会会染支部、池田町防犯組合、池田町食生活改善推進協議会、池田町消費者の会、農村いきいきネットワーク池田、池田町農産物加工施設組合、I-WAVE、大北農業協同組合(農業行政に限る) 上記団体の下部組織及び構成団体は除く。
(5)特に町が認める福祉関係団体、専ら社会奉仕を目的に活動している 団体	池田町身体障害者福祉協会、なごみ会、ファイトの会、ひまわり会(母子会)、池田町手をつなぐ親の会、池田町障害をもつ親の会、池田町遺族会、環一緒、いけだフレンズ
(6)当該施設の管理運営受託団体	省略
(7)保護者で組織する団体	町内各園保護者会及び三園保護者会連絡協議会、町内各校PTA及び小中学校三校PTA連合会
(8)小中学生、高校生で組織する団体	省略

第 23 回委員会では大町市及び松川村 HP にある使用料関連資料も扱いましたが、権利の関係でここには掲載しません。詳しくは各市村 HP をご覧ください。

公共施設のあり方に関するアンケート（案）

委員名（ ）

- 「美術館、保育園・小学校以外の公共施設」に関してアンケートにご回答ください。
- 7月8日(金)昼頃までにご提出願います。
- 必要事項が記載されていれば本様式でなくても構いません。

1. 指定管理者制度・管理委託制度に関するお考えをご回答ください。

- 池田町では公共施設の管理に当たって、指定管理者制度や業務委託制度を活用しています。これらの制度の活用についてお考えをお聞かせください。

【指定管理者制度】

公共施設を民間等の事業者（池田町の指定する指定管理者）に当該施設の管理を行わせる手法です。指定管理者は当該施設の管理権限を有し、施設の使用許可も可能です。また、施設の利用料金については条例で定める範囲内で指定管理者が決定し、自らの収入として、その一部または全部を収受できます。毎年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

（例）池田町美術館、まちなかの賑わい拠点施設、ハーブセンター（西側地区）

【管理委託制度】

契約に基づき、個別の「公の事務または業務」の執行を委託する手法です。当該施設の管理権限はあくまで池田町が有し、受託者は施設の使用を許可することも、利用料金を自らの収入とすることもできません。

- (1) 指定管理者制度を採用している「まちなかの賑わい拠点施設」についてはどのように対応することが望ましいとお考えですか？

次の選択肢から、該当する()に○を1つ入れた上で、理由を説明してください。

（注）本館棟・商品開発棟の維持管理費用（管理経費）については年度末時点で実績精算を行うこととなっています。また、令和3年度以降、収益事業（施設使用料）により得られた利益については、その一定の割合(10%～20%)が池田町に納入されることとなっています。このほか、池田町ではにぎわい創出事業を委託しています。

① まちなかの賑わい拠点施設の維持管理業務

- () 当該施設の維持管理業務や飲食物の販売等に係る経費の区分経理を厳格に行った上で、管理経費を実績精算する現行の指定管理制度を維持する。
- () 維持管理費の実績精算は行わず、あらかじめ指定管理料を定めた上で、施設全体について指定管理者制度を維持する。
- () その他 【具体案： 】

上記の理由についてご記載ください。

② まちなかの賑わい拠点施設に対するイベント委託事業

- () 現行のイベント委託事業を継続する。
- () イベント委託事業も含めた形で指定管理者制度を見直す。
- () その他 【具体案： 】

上記の理由についてご記載ください。

③ そのほか、まちなかの賑わい拠点施設に関してご意見があればご記載ください。

(2) 指定管理者制度を採用している「ハーブセンター（てる坊市場）」についてはどのように対応することが望ましいとお考えですか？

次の選択肢から、該当する()に○を1つ入れた上で、理由を説明してください。

(注) ハーブセンター(西側地区)については、てる坊市場を指定管理者として委託しています(指定管理料は50万円を上限に実績精算しています)。てる坊市場はハーブセンターの施設使用料として年間360万円(固定資産税相当

額)を池田町に支払っています。また、活性化施設1号・2号については、それぞれシャノワール・野のかおりに無料で使用許可を与えています。

収益事業により得られた利益については全額がてる坊市場に帰属します。—

① ハーブセンター(てる坊市場)の維持管理業務

() 現行の指定管理制度を維持する。

() その他 【具体案: 】

上記の理由についてご記載ください。

② そのほか、ハーブセンター(西側地区)に関してご意見があればご記載ください。

(3) 管理委託制度を採用している「ハーブガーデン(PolarisAct)」についてはどのように対応することが望ましいとお考えですか?

次の選択肢から、該当する()に○を1つ入れた上で、理由を説明してください。

(注) ハーブガーデン(東側地区)については、PolarisActに対して、ガラス温室等や自然農法試験圃場等を管理委託し、1,212万円の管理委託料を支払っています。それに加えて、池田町は乾燥作業所やハーブ温室の店舗部分、圃場の一部を使用する許可を与え、その代わりに93万円の賃借料を受け取っています。管理委託の対象にはハーブの販売などの収益事業の場所は含まれておらず、PolarisActが使用許可を得ている場所だけで収益事業を行っています。

① ハーブガーデン(PolarisAct)の管理業務等

() 人件費などの維持管理費用について区分経理を厳格に行った上で、現行の管理委託制度と使用許可の混在を維持する。

() 委託業務内容(町の直営管理委託)を大幅に見直した上で、指定管理者制度を導入する。

() その他 【具体案: 】

上記の理由についてご記載ください。

② そのほか、ハーブガーデン(東側地区)に関してご意見があればご記載ください。

(4) 現在、池田町が運用している管理委託制度指定管理者制度や管理委託制度に関してご意見があればご記載ください(池田町立美術館を含めても構いません)。

2. 池田町による借地等に関するお考えをご回答ください。

- 池田町では個人等から土地等を借り受け、公共施設関連の用地や転貸(又貸し)を行っています。これについてお考えをお聞かせください。

(1) 池田町では、ハーブセンター周辺の農地を借用して、PolarisActなどに転貸しています。これについてはどのように対応することが望ましいとお考えですか？

次の選択肢から、該当する()に○を1つ入れた上で、理由を説明してください。

(注) ハーブガーデン周辺の圃場については、所得補償制度を基に個人の所有者からの借地料を定めているため、営農支援センターの示す実勢価格を大幅に上回る価格で町は借り入れています。

① ハーブガーデン周辺の農地借用

- () 現行の通り、賃借料を徐々に引き上げていく。
- () 実勢価格に近付けるよう、すぐに交渉を開始する。
- () そもそも池田町が借用する必要があるかどうかを精査の上、必要最小限の借地等について価格の引き下げ交渉を開始する。
- () その他 【具体案： 】

上記の理由についてご記載ください。

- ② そのほか、ハーブガーデン周辺における町の農地借入れ・転貸しに関してご意見があればご記載ください。

- (2) 池田町では、職員用駐車場として役場近隣の土地を 121 万円で借用していますが、職員から駐車料は徴収していません。これについてどのように対応することが望ましいとお考えですか？

次の選択肢から、該当する()に○を1つ入れた上で、理由を説明してください。

- ① 町役場の職員用駐車場の借地
- () 現行のままで構わない。
 - () 格安でも構わないので、職員から駐車料を徴収する。
 - () 町役場の隣に職員用駐車場を用意する必要はなく、交流センターかえでなどの駐車場を利用することとし、借地は返納する。
 - () その他 【具体案： 】

上記の理由についてご記載ください。

- ② そのほか、町役場の職員用駐車場に関してご意見があればご記載ください。

3. その他の公共施設に関するお考えをご回答ください。

- 池田町には、文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、保健・福祉施設、行政系施設などがあります。これらについてお考えをお聞かせください。

(1) 文化系施設（町創造館、交流センターかえで）に関してご意見があればご記載ください。

(2) 社会教育系施設（教育会館、てるてる坊主の館、岡麓終焉の家）に関してご意見があればご記載ください。

(3) 産業系施設（金の鈴会館等）に関してご意見があればご記載ください。

(4) 保健・福祉施設（総合福祉センターやすらぎの郷）に関してご意見があればご記載ください。

(5) 行政系施設（本庁舎等）に関してご意見があればご記載ください。

(6) その他の施設（普通財産である池田北保育園、広津小学校、広津林間学校など）に関してご意見があればご記載ください。

4. 公共施設の使用料に関するお考えをご回答ください。

- 池田町では、公共施設等の貸出に当たって、使用料を徴収しています。また、その

際、貸出先に応じて減免措置を講じています。これらについてお考えをお聞かせください。

5. その他公共施設等に関してご意見があればご記載ください。

(以上)